

## 19 世紀初頭の 아일랜드 為替論争と為替安定化政策の形成

山倉 和紀 (日本大学)

### 1. 報告の目的

18 世紀末, イングランドとアイルランドでほぼ同時期に成立した銀行制限条例は, 両国の勅許銀行券を不換化し, その過剰発行によるインフレーションは両国間の為替相場にも大きな混乱をもたらした。1803 年末から 1804 年初頭にかけて顕在化した, ロンドン-ダブリン間の為替相場 (アイルランド為替) の急激な上昇は\*, 当時ブリテン議会内外で活発な議論を引き起こした。制限条例の成立により, 当時イングランドとアイルランドは金本位制 (固定為替相場制) から離れていたため, アイルランド為替をめぐる一連の政策論議はこの時代固有のものであり, 為替安定化政策の萌芽的展開を示すもの, といつてよいであろう。

アイルランド為替をめぐる政策論議は, 下院特別委員会 (アイルランド通貨委員会) の『アイルランド通貨報告』(1804 年 6 月) として結実し, 為替安定化にむけた実践的な政策論を形成した。しかし『アイルランド通貨報告』も, またそのなかで勧告された為替安定化案も, これまで注目されることが少なく, その実践的な政策論の形成過程の解明は不十分である (数少ない先行研究として Fetter (1955) がある)。従来の研究でそれが本格的に取り上げられてこなかったのは, アイルランド為替論争がその約 6 年後の「地金論争の陰に隠れてきた」ため, その論争自体が注目されなかったからであろう。また, アイルランド為替論争に言及した一部の先行研究でも, 『アイルランド通貨報告』と『地金報告』との理論上の類似性ばかりが強調されてきたためか, 前者に独自の政策論が存在することは必ずしも顧みられてきたとはいえない。本報告の目的は, 第 1 に『アイルランド通貨報告』に示された為替安定化政策の特徴を明らかにし, その政策論史上の意義を確認することである。第 2 に, その実践的な政策論の形成過程の一端を, 当時のブリテン議会の動向やアイルランド通貨委員会の有力メンバーであるソーントンなどの言説に注目しながら, 明らかにすることである。

---

\* 当時イングランドとアイルランドは, 同じ貨幣呼称を用いていたがそれらは等価ではなく, 為替平価は, 100 イングランド・ポンド=108.33 アイルランド・ポンドであった (E.ポンド : I.ポンド=12 : 13)。両国の為替相場の建て方はイングランドにとって外貨建て表示であり, かつ慣例的に 100 イングランド・ポンドと交換されるアイルランド・ポンドの, 100 を超える端数で表現されていた (したがって打歩建て表示でもある)。そのため, 両国の為替平価は 8.33 と表現される。アイルランド為替 (ロンドンのダブリン宛て為替相場) の上昇とは, この端数 (イングランド・ポンドの打歩) が大きくなることであり, アイルランド通貨の, イングランド通貨に対する減価を意味する。

## 2. アイルランド為替論争と『アイルランド通貨報告』の為替安定化案

アイルランド為替論争の争点は多岐にわたるが、主たる論点は、①為替上昇（アイルランドに不利な為替相場）の原因はなにか、また②為替安定化のためにどのような政策が取られるべきか、であった。①については、アイルランド銀行の過剰発行による銀行券減価が為替相場を名目的に上昇させたとする立場（名目為替論）と、アイルランドの国際収支の逆調に為替上昇の原因を求める立場（実質為替論）が対立した。前者が主張するアイルランド通貨の減価の決定的な証拠は、次のようなアイルランドの貨幣流通の特殊性に求められた。当時のアイルランドは、ダブリンを含め多くの地域で不換銀行券が流通していたが、ベルファストを中心とするアルスターでは金貨流通が維持されており、また為替決済もダブリンに集約されておらず、ダブリンとベルファストでは、それぞれ独立してロンドン宛て為替相場が建てられていた。為替が不換銀行券で買われるダブリンでは、同地に不利な相場が成立していたのに対し、為替が金貨で買われるベルファストでは、平価あるいは同地に有利な相場が成立していたのである。こうして不換銀行券の減価とそれによる為替相場の名目的上昇が実証されたが、その経験は6年後の地金論争で積極的な意味をもつにいたった。アイルランド為替論争の争点は多くの点で地金論争の議論を先取りするものであり、地金委員会もアイルランド通貨委員会の活動を参照しているからである。しかし、2つの論争には相違点もある。すなわち、前者では為替問題に議論の重点が置かれていたこと、また銀行券減価を立証する客観的状況に恵まれていたことであろう。さらに、本報告が目指す他の大きな相違点は、上記②の為替安定化（処方策）をめぐる展開された政策論議である。すでに1803年末に、イングランドの銀行制限条例は講和条約締結（対仏）の6か月後まで延長されることが決定していたため（44 Geo III, c.1）、アイルランド銀行だけが正貨支払いを再開することは、事実上不可能であった。そのため、アイルランド為替をめぐる政策論議は、制限条例が継続するという前提のもとで、いかなる方法により為替安定化が可能か、という点に集中したのである。当時、様々な施策が主張されたが、そのなかでも、もっとも包括的かつ実践的な提案が、アイルランド通貨委員会による勧告案である（ICEC, 1804）。

その為替安定化案の概略は、次のような4つの内容からなっていた。まず、為替相場を操作する直接的な方法として、(1) アイルランド銀行にイングランド銀行券での払い戻しを義務づけること（要求払い）、また(2) アイルランド銀行に、同行銀行券と交換にロンドン宛て為替手形（イングランド・ポンド建て）を振出させることである。いずれもアイルランド・ポンドと

イングランド・ポンドの交換を意味し、それを通じて、市場相場を適正相場（あるいは平価）に誘導することが可能となる。ただし、このような施策の実施には、アイルランド銀行にイングランド銀行券での支払能力が備わっていなければならず、アイルランド銀行が振り出したロンドン宛て為替手形の換金に備えて、ロンドン・バランスを保有する必要がある。この準備金（為替安定資金）の必要性は、アイルランド銀行の貸出し（発券）にも一定の規律を与えるであろう。その（3）為替安定資金を維持・管理する具体的方法も勧告案に盛り込まれている（後述）。さらにアイルランド通貨全般の減価を是正するには、アイルランド銀行だけでなく個人銀行の発券も抑えなければならない。当時、個人銀行券の流通量はアイルランド銀行券のそれに匹敵するほどであったと考えられていたからである。そのため『アイルランド通貨報告』では、（4）個人銀行券や代用貨幣の発行を抑制する法整備も同時に勧告されている。以上のように、（1）（2）は為替操作の直接的な方法であり、（3）はその実施要件と考えることができる。（4）は（1）（2）を補完するための政策手段と位置づけることができよう。

さて、その為替操作の要件たる（3）為替安定資金（ロンドン・バランス）の確保について、アイルランド通貨委員会は次の方法により可能だと考えていた。①アイルランド銀行の余剰正貨等をイングランド銀行に置くこと、また②アイルランド大蔵省のロンドン・バランスを為替安定資金として積極的に利用しつつ、その管理運営の権限をアイルランド銀行に与えること、さらに③ロンドン・バランスを強化する場合に限定して、アイルランド銀行に国庫手形発行権を与えること、これである。為替安定資金の存在は、持続的な為替安定化に不可欠な要件であるため、『アイルランド通貨報告』では、これに関する証人審問での証言（マンスフィールドとアーヴィングの証言）を引きながら、①～③の重要性と実現可能性が強調されている。

これまで「地金報告の陰に隠れてきた」とされる『アイルランド通貨報告』に、このような為替安定化のための具体的な構想が示されていたことは、注目されるべきであろう。その具体的な構想は、正貨支払いの再開だけを求めた『地金報告』のそれとは異なるものであり、『アイルランド通貨報告』の政策論史上の独自の意義をなしている。

### 3. ソートンとアイルランド通貨委員会の政策形成過程

『アイルランド通貨報告』で勧告された為替安定化案は、どのような影響を受けて形成されたのだろうか。アイルランド通貨委員会の当時の会議録を確認することはできないが、この問題をめぐる当時の議会討議、有力な委員会メンバーの言説、さらに証人審問の一連の推移などから、一定の推測は可能であろう。特に注目すべきは、キングとソートンである。アイルラ

ンド通貨委員会任命（1804年3月2日）以前の議会討議（上院および下院）において、すでに上記（1）の施策がキングとソーントンによって言及されていたからである。したがって、キング、ソーントン、アイルランド通貨委員会——これら3者の政策論史上の継承関係を検証することは有意義であろう。

キングの上院演説（1803年5月）は、この問題を論じたもっとも初期のものである（キングは演説直後にその主張をパンフレット（King, 1803）に纏めている）。その内容の大略は次のとおりである。アイルランド為替の上昇はアイルランド銀行券の過剰発行によって引き起こされたこと、また為替を平価に回復させる処方策として、アイルランド銀行に減価の程度の小さいイングランド銀行券で払い戻させることが有効であり、それを制限条例の付帯条項として追加すべき、というものである。キングのこの主張は、当時上院では退けられたが、下院議会（1804年2月）において、この処方策の為替安定効果を認めていたのがソーントンであった。さらにソーントンは、アイルランド通貨委員会の審問期間中の1804年4月ごろ、キング『考察』第2版（King, 1804）に評注を加えており（『キング評注』と略記, Thornton, 1804）、ソーントンのその時点での見解を示す情報である。フェッター（Fetter, 1955）によれば、ソーントンはアイルランド通貨委員会の実質的な責任者と推定されており、また同委員会の意思決定過程を示す具体的資料（会議録）が残されていないことを考えれば、『キング評注』は、同委員会による政策形成の過程（の背景）を示す有力な史料といえる。

『キング評注』のなかで、ソーントンがアイルランド通貨および為替問題を論じた部分は、断片的な短い記述を含め8か所あり、為替安定化の施策に関するものは3か所確認できる。それらは、およそ次の3点を示唆している。すなわち、ソーントンは、(a) アイルランド銀行（およびアイルランドの諸銀行）に対してイングランド銀行券での払い戻し義務化とロンドン宛て為替手形を振出させることが、為替安定化にとって有効だと考えていたこと、またそのためには (b) アイルランド銀行（およびアイルランドの諸銀行）に一定のイングランド銀行券を準備として保有させる必要があると考えていたこと、しかし同時に (c) そのような政策・規制の対象範囲について逡巡しており、結論を留保していることである。言い換えれば、上記 (a) と (b) をアイルランド銀行だけに課すべきか、それともダブリンの個人銀行などにも課すべきか、という規制範囲についての留保である。ソーントンがこれについて結論を留保した背景には、勅許銀行と個人銀行の関係が、アイルランドとイングランドで相違していたということがある。当時、アイルランドの個人銀行がアイルランド銀行に残高をもっていた記録は残っておらず、個人銀行の発券に対するアイルランド銀行の統制力をソーントンが疑問視していたの

である。ここではその詳細を紹介することはできないが、ソーントンの断片的なマニュスクリプトから確認しうることは、彼が、為替安定化政策の実施にむけて、複数の政策手段とその実施要件、さらに政策効果にいたるまで、相当踏み込んだ検討を加えていた痕跡が窺えることである。

以上を踏まえたうえで、キング、ソーントン、アイルランド通貨委員会の政策論の継承関係を整理すると次のようになる。キングの提案した施策は、上記の(1)だけであり、その実施要件(3)はほとんど考慮されていなかった。つまり、為替相場を持続的に安定させる実践的な制度的枠組みがキングには用意されておらず、アイルランドの銀行制度の特徴を踏まえた包括的な政策提言も不十分であった。これは、キングとアイルランド通貨委員会の政策論に大きな相違があることを意味する。キングが意図したことは、為替上昇を引き起こした根本原因の除去だけであったからである。言い換えれば、素朴な政策提言にとどまるものであったからである。

一方、ソーントンは(1)だけでなく、おそらく証人審問での情報を得て(2)を有効な施策と考えていたこと、また(3)をも重視していた可能性が高い。為替安定資金の確保に関する具体的方法(証人審問でアーヴィングが示唆したロンドン・バランスの設置方法)は『キング評注』では確認できないけれども、その必要性への言及があるからである。またソーントンは、アイルランドでは個人銀行を統制しうる、いわゆる中央銀行的機関が不在であるため、アイルランド銀行だけの規制に懸念を抱いていた。たとえ(1)(2)の実施によってアイルランド銀行券の縮小が可能になったとしても、個人銀行券の増加がそれを無効化することを懸念していたのである。もっともソーントンの場合、個人銀行券を規制する方法については逡巡している。しかし少なくとも、彼の断片的なマニュスクリプトには、(4)へと繋がる思考の痕跡を見出すことができるであろう。

このように、ソーントンの『キング評注』には、『アイルランド通貨報告』の為替安定化案を特徴づける重要な論点がすでに現れており、したがってソーントンとアイルランド通貨委員会の政策論には継承関係の存在が予想される。これは、『アイルランド通貨報告』の為替安定化案にキングからの強い影響が確認できないことと対照的である。フェッター(Fetter, 1965)は、アイルランド通貨委員会の為替変動をめぐる理論的な分析に対して「ソーントンの見解を確実に反映するものであった」と推定したが、その評は、同委員会の実践的な政策論にもそのまま当てはまるものであろう。

〔参考文献（一部）〕

- Fetter, F. W. (1955), *The Irish Pound 1797-1826*, George Allen and Unwin Ltd., London.
- (1965), *Development of British Monetary Orthodoxy: 1797-1875*, Harvard University Press, Cambridge, Mass.
- King, P. (Lord) (1803), *Thoughts on the Restriction of Payments in Specie at the Banks of England and Ireland*, Cadell and Davies, and J. Debrett, London.
- (1804), *Thoughts on the Effects of the Bank Restrictions*, Second edition enlarged, including Some Remarks on the Coinage, Cadell and Davies, and J. Debrett, London.
- Thornton, H. (1804), “Manuscript Notes to Lord King’s Thoughts on the Effects of the Bank Restriction,” in Thornton (1939 [1802]), Appendix II, pp.311-322.
- (1939 [1802]), *An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain: together with His Evidence given before the Committees of Secrecy of the two Houses of Parliament in the Bank of England, March and April, 1797, Some Manuscript Notes, and His Speeches on the Bullion Report, May 1811*, edited with an Introduction by F. A. v. Hayek, George Allen and Unwin Ltd. 渡辺佐平・杉本俊朗訳『紙券信用論』実業之日本社, 1948年。
- 山倉 和紀 (2012a), 「『アイルランド通貨報告』と為替安定化構想」『商学研究』(日本大学) 第 28 号。
- (2012b), 「ソーントン『キング評注』とアイルランド為替問題」『商学集志』(日本大学) 第 82 卷第 2・3 号合併号。
- (2013), 「バーネルとアイルランド為替問題」『商学集志』第 82 卷第 4 号。

〔議会資料等（一部）〕

- Cobbett’s Annual Register*, Vol.3, From Jan. to Jun., 1803.
- Hansard’s Parliamentary Debates* [First Series], Vol.1, 22nd Nov. 1803 - 29th Mar. 1804.
- Hansard’s Parliamentary Debates* [First Series], Vol.2, 5th Apr. 1804 - 31st Jul. 1804.
- Irish Currency/Exchange Committee [ICEC] (1804), *Report from the Committee on the Circulating Paper, the Specie, and the Current Coin of Ireland, and also, on the Exchange between that Part of the United Kingdom and Great Britain: &c. &c. &c.*, Ordered to be printed 13 Jun. 1804.